

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案新旧対照表

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（機構の目的） 第三条 独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償資金協力及び無償資金協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。 （業務の範囲） 第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 （略） イ （略） ロ （略） ハ （略）	（機構の目的） 第三条 独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。 （業務の範囲） 第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。 イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。 ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。 ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対す

ニ (略)

ホ (略)

二 有償資金協力(資金の貸付け、債務の保証、社債若しくはこれに準ずる債券(以下「社債等」という。))の取得又は出資(以下この号において「資金の供与等」という。))をすることによって行われる協力をいい、資金の供与等の条件が開発途上地域にとつて重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下同じ。)に関する次の業務を行うこと。

イ (略)

ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

ハ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その設定する計画であつて開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資するものの

る技術協力のための機材を供与すること。

ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

二 有償の資金供与による協力(資金の供与の条件が開発途上地域にとつて重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「有償資金協力」という。)に関する次の業務を行うこと。

イ 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。))又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業(これらの事業の準備のための調査又は試験的実施を含む。以下「開発事業」という。))の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

(新設)

達成に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、又は当該資金の調達のために発行される社債等を取得すること。

三 開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償資金協力（政府の決定に基づき、資金その他の財産を贈与し、又は開発途上地域の政府等に代わってその債務を弁済することによって行われる協力をいう。以下同じ。）に関する次の業務を行うこと。

イ （略）

ロ （略）

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他の我が国の民間の団体その他国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定する者の奉仕活動又は通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、地方公共団体若しくは学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長す

三 開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償の資金供与による協力（政府の決定に基づき、資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下「無償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。

イ 条約その他の国際約束に基づく無償資金協力（機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。）の実施のために必要な業務を行うこと。

ロ イに規定する無償資金協力以外の無償資金協力のうち、その適正な実施を確保するために機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものに係る契約の締結に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務を行うとともに、当該契約の履行状況に関し必要な調査を行うこと。

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他の民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

るため、次の業務を行うこと。

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

ニ (略)

五 (略)

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

(1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修

(2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣

(3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

五 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。

ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

六 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

七 第一号、第四号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこ

九 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

3 (略)

第十四条 機構は、前条第一項第二号に規定する業務について、一般の金融機関が行う資金の貸付け、債務の保証、社債等の取得又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。

2 機構は、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け、債務の保証、社債等の取得又は出資を行うことが困難と認められる場合に限り、前条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。

3 機構は、開発事業に係る事業計画、前条第一項第二号イの経済の安定に関する計画又は同号ハの経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り、同号に規定する業務を行うことができる。

(区分経理)

第十七条 (略)

と。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること。

二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

3 機構は、前二項の業務のほか、外務大臣が適当と認める場合には、本邦又は外国において政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行うことができる。

第十四条 機構は、前条第一項第二号に規定する業務について、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。

2 機構は、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合に限り、前条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。

3 機構は、開発事業に係る事業計画又は前条第一項第二号イの経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り、同号に規定する業務を行うことができる。

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ

- 一 (略)
- 二 (略)
- 2 次の各号に掲げる金額に係る経理は、当該各号に定める勘定において行うものとする。

一 (略)

二 改正法附則第二条第七項の規定により機構に出資があつたものとされた金額 有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」という。）

（有償資金協力業務に係る予算）
第十八条 (略)

- 2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債等の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、通則法第四十五条第一項及びこの法律第三十二条第一項の規定による借入金の利子、同項又は同条第五項の規定により発行する機構債券の利子並びに附属諸費とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十三条に規定する業務（有償資金協力業務を除く。）

二 有償資金協力業務

- 2 次の各号に掲げる金額に係る経理は、当該各号に定める勘定において行うものとする。

一 附則第二条第六項の規定により機構に出資があつたものとされた金額 前項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「一般勘定」という。）

二 改正法附則第二条第五項の規定により機構に出資があつたものとされた金額 有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」という。）

（有償資金協力業務に係る予算）

第十八条 機構は、毎事業年度、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、通則法第四十五条第一項及びこの法律第三十二条第一項の規定による借入金の利子、同項又は同条第五項の規定により発行する機構債券の利子及び附属諸費とする。

3 財務大臣は、第一項の規定により有償資金協力業務に係る予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、有償資金協力業務に係る予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 有償資金協力業務に係る予算の形式及び内容については、財務大臣が、主務大臣と協議して定める。

6 (略)

(有償資金協力勘定における長期借入金及び国際協力機構債券)

第三十二条 機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府その他主務大臣が指定する者から長期借入金をし、又は国際協力機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

6 有償資金協力業務に係る予算の作成及び提出の手續については、財務大臣が定める。

(有償資金協力勘定における長期借入金及び国際協力機構債券)

第三十二条 機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

2 前項の規定による長期借入金又は機構債券の発行により調達した資金は、有償資金協力勘定に帰属させなければならない。

3 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、第一項の規定による機構債券の発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 機構は、第一項の規定により機構債券を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 第一項に定めるもののほか、機構は、機構債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、機構債券を発行することができる。

6 第一項又は前項の規定により発行する機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8 機構は、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託業者又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

9 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第

10
(略)

(資金の交付)

第三十五条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、機構が第十三条第一項第三号イに規定する無償資金協力における贈与又は債務の弁済（以下この条において「贈与等」という。）に充てるために必要な資金を、当該無償資金協力の計画ごとに交付するものとする。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた資金を、贈与等に充てるための資金として、無償資金協力の計画ごとに管理しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により資金の交付を受けた無償資金協力の計画が中断したと外務大臣が認めるときは、その時点において当該計画の贈与等に充てるために必要となることが見込まれる資金を除き、当該計画のために管理している資金を国庫に納付しなければならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、当該計画のために管理している資金の全部又は一部を当該計画が中断したと外務大臣が認めた日を含む事業年度の翌事業年度までの贈与等に充てることができる。

4 機構は、第一項の規定により資金の交付を受けた無償資金協力の計画の完了後においてなお当該資金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、その残余の額の全部又は一部を当該計画が完了した日を含む事業年度の翌事業年度の贈与等に充てることができる。

(協議)

二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託業者又は金融商品取引業を行う者について準用する。
10 前各項に定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の交付)

第三十五条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、機構が第十三条第一項第三号イに規定する無償資金協力における贈与（以下この条において「贈与」という。）に充てるために必要な資金を、当該無償資金協力の計画ごとに交付するものとする。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた資金を、贈与に充てるための資金として管理しなければならない。

(新設)

3 機構は、第一項の規定により資金の交付を受けた無償資金協力の計画の完了後においてなお当該資金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、その残余の額の全部又は一部を当該計画が完了した日を含む事業年度の翌事業年度の贈与に充てることができる。

(協議)

第四十二条 外務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 第三十五条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定による承認をしようとするとき。

2 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

3 外務大臣は、第十三条第一項第二号に規定する業務に関し、第一号から第四号までの場合にあっては財務大臣及び経済産業大臣に、第五号及び第六号の場合にあっては経済産業大臣に協議しなければならない。

一 第十三条第一項第二号の規定により機構が貸し付け、その債務の保証を行い、その社債等を取得し、又は出資をする者を指定しようとするとき。

二 (略)

三 (略)

第四十二条 外務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 通則法第二十条第二項の規定により監事を任命しようとするとき。

二 第十七条第一項第一号に掲げる業務に関し、第三十一条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十五条第三項の規定による承認をしようとするとき。

2 外務大臣は、次の場合には、関係行政機関の長（第一号及び第二号の場合にあっては、財務大臣を除く。）に協議しなければならない。

一 第十三条第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる業務に関し、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第十三条第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる業務に関し、通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第十三条第一項第四号ハの業務に関し、機構が国民等の協力活動を志望するものに委託して行う事業として適当なものを認めようとするとき。

3 外務大臣は、第十三条第一項第二号に規定する業務に関し、第一号から第四号までの場合にあっては財務大臣及び経済産業大臣に、第五号及び第六号の場合にあっては経済産業大臣に協議しなければならない。

一 第十三条第一項第二号の規定により貸付け又は出資を受ける者を指定しようとするとき。

二 第四十条第一項の規定により必要な措置をとることを求めようとするとき。

三 通則法第二十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 (略)	四 通則法第二十八条第二項の規定により外務省令を定めようとするとき。
五 (略)	五 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
六 (略)	六 通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
4 (略)	4 外務大臣は、第十三条第一項第二号イの業務に関し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項（役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務（次条第一項において「管理業務」という。）に関するものを除く。）について関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。
一 (略)	一 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき 同条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
二 (略)	二 通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき 同条第二項第一号、第二号及び第八号に掲げる事項

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 外務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） イ （略） ロ （略） ハ （略） ニ （略） 二 （略） 三 （略） 四 （略） 五 （略） 六 （略） 七 （略） 八 （略）	（所掌事務） 第四条 外務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。 イ 日本国の安全保障 ロ 対外経済関係 ハ 経済協力 ニ 文化その他の分野における国際交流 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他の外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。 三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他の国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。 四 条約その他の国際約束の締結に関すること。 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。 六 日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項に関すること。 七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。 八 日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること。

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 政府開発援助のうち有償資金協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十六 (略)

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

十 海外における邦人の身分関係事項に関すること。

十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関すること。

十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。

十三 査証に関すること。

十四 本邦に在留する外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

十五 海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置に関すること。

十六 外国における日本文化の紹介に関すること。

十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。

十八 外交官及び領事官の派遣に関すること。

十九 外交官及び領事官の接受並びに国際機関の要員の受入れに関すること。

二十 外国の勲章又は記章の日本国民による受領に関しあつせんを行うこと並びに外国人及び外国に居住する邦人に対する栄典の授与に関し推薦及びあつせんを行うこと。

二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。

二十二 外交史料の編さんに関すること。

二十三 外地整理事務に関すること。

二十四 政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

二十五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十七	(略)	二十七 前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。
二十八	(略)	二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
二十九	(略)	二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務
2	(略)	2 前項に定めるもののほか、外務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。